

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の運用について」の臨時措置の廃止について

1. 内容

熱中症対策に資する現場管理費の補正における真夏日について、新型コロナウイルス感染症対策に伴う熱中症予防を実施した工事については、「日最高気温が 30℃ 以上の日」を「日最高気温が 28℃ 以上の日」と読み替える臨時運用を行っていたが、これを廃止する。

2. 適用

令和5年5月1日以降、気温を計測する工事、除草委託等（令和5年4月30日以前に契約済みの工事、除草委託等を含む）に適用する。